

オンライン申請について

1 概要

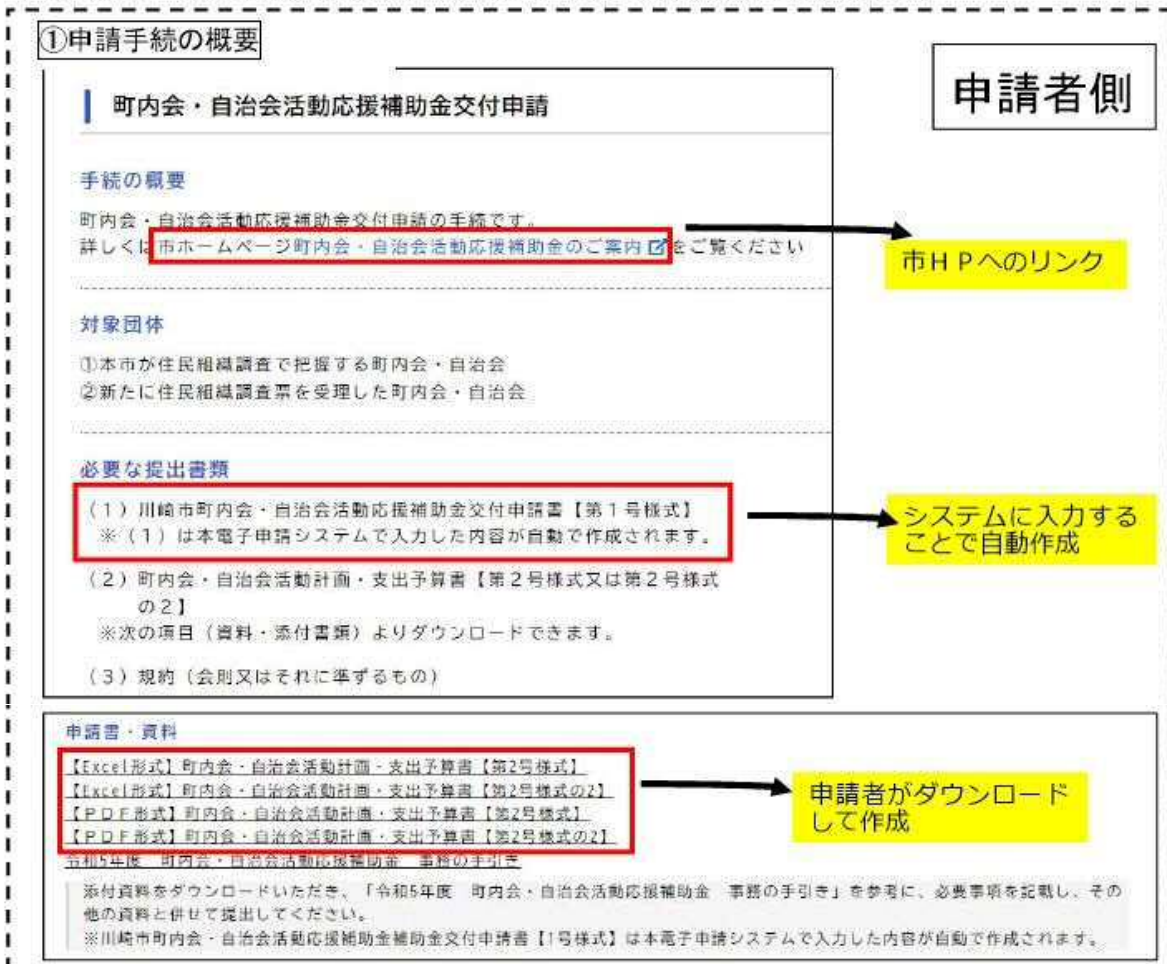
- ・令和5年度申請から「オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)」を利用して、パソコンやスマートフォンで申請ができるようになります。(要利用者登録)
- ・「オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)」では、申請者がシステムに入力することで、申請書を自動で作成する機能や、申請に不備や誤りがあった場合にシステムから申請データを差戻し、修正依頼ができる機能が使えます。

2 町内会・自治会活動応援補助金で「オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)」に対応する手続き

- ・ 交付申請
- ・ 交付申請取下
- ・ 変更承認申請
- ・ 活動実績報告
- ・ 交付請求

3 事務の流れ

(1) 町内会・自治会活動応援補助金交付申請 **システム自動入力有 (第1号様式)**



※申請者はログイン後、「マイページ」⇒「申請状況のお知らせ」から修正画面に入り、差戻し理由を確認

申請者側

申請状況

① 申請内容を修正してください

差戻し理由

- ① 「4月1日時点の加入世帯数」項目について、令和5年度住民組織調査票に記載している世帯数1,100に修正してください。
- ② 「補助金交付申請額」項目について、変更した世帯数で計算した金額770,000に修正してください。

内容の修正

補助金交付申請額（半角英数字・記号のみ）

必須 変更

町内会・自治会活動計画・支出予算書（第2号様式又は第2号様式の2）で計算した金額を記載して下さい。
例）100,000

770,000

4月1日時点の加入世帯数（半角英数字・記号のみ）

必須 変更

住民組織調査票と同数を記入して下さい。例）500

1,100

- (2) 町内会・自治会活動応援補助金交付申請取下届 システム自動入力有（第6号様式）
⇒ (1)と同様の流れ
- (3) 町内会・自治会活動応援補助金変更承認申請書
⇒ システム自動入力はありません。
町内会・自治会活動応援補助金変更承認申請書（第7号様式）と添付書類をアップロードして申請します。
- (4) 町内会・自治会活動応援補助金活動実績報告 システム自動入力有（第9号様式）
⇒ (1)と同様の流れ
- (5) 川崎市町内会・自治会活動応援補助金交付請求書
⇒ システム自動入力はありません。
請求書は押印した原本の提出が必要なため、申請者は請求書をアップロードして申請することはできません。郵送・窓口提出のみ選択できます。
※「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」を利用するメリットは無いため、システムを利用しないで、現状と同じ対応をする方が申請者の負担は少ないです。